

該当項目	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
はじめに		
全体	「はじめに」全体のわかりやすさを考えると、章立てして多くのことを述べるのではなく、「環境への取組の勧め」のみとし、それ以降の記述については「序章」に移すべきと考える。	ご指摘を踏まえ、「はじめに」及び「序章」の構成を次のように修正いたします。 「はじめに」 ○環境への取組の勧め 「序章」 1. エコアクション21ガイドライン策定の経緯 2. エコアクション21の環境政策上の位置づけ 3. ガイドライン改定の方向性 4. ガイドラインの主な改訂のポイント
○エコアクション21の環境政策上の位置付け	「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」では、優良性評価基準に「環境保全への取組」として「エコアクション21」がある。また、「環境配慮経営を積極的に行う事業者を金融機関が正当に評価する環境格付融資制度」では、環境マネジメントの評価点にエコアクション21がある。第2章の3. 認証登録することのメリットにも、エコアクション21が環境政策・施策で用いられている内容を掲げていただきたい。	ご指摘を踏まえ、【産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度】に関する内容を追記いたします。また、日本政策金融公庫が行う「環境・エネルギー対策資金(エコアクション21)」については、毎年度の予算措置を必要とするものであることからガイドライン本文では取り上げないこととし、用語の説明で追記するよういたします。
序章		
全体	認証・登録制度とガイドラインとの関係について、これまでは環境省がガイドラインを策定し、財団法人地球環境戦略研究機関が認証・登録の制度化・運用を担うということで役割分担が明確であったが、今回の改訂により環境省が策定するガイドラインの中に認証・登録制度が盛り込まれることになると、環境省と財団法人地球環境戦略研究機関の間での責任の所在が曖昧になると考える。どのような部分が明確になったかの説明が必要と考える。	認証・登録制度とガイドラインとの関係については、第2章「1. エコアクション21の認証・登録制度の目的」で説明してあるとおり明確になっていることから、「ガイドラインの中で位置付けを明確にしました」と修正いたします。
2. ガイドラインの主な改訂のポイント	P.81の「環境経営」の用語の説明においては環境経営を経営の一つとしているが、P.7の「環境経営(環境マネジメント)システムとは」では、環境マネジメントシステムとして説明しており、環境経営と環境経営システムの説明に矛盾がある。環境経営と環境経営システムの違いを明らかにするため、環境経営システムを記載する際には必ず環境経営(マネジメント)システムと入れていただきたい。	ご指摘の通り、「環境経営」と「環境経営システム」は環境経営の意味が異なることから、「環境経営」については参考2用語の説明で解説をし、「環境経営システム」については「1. エコアクション21とは」の「◆環境経営(環境マネジメント)システムとは」及び「◆環境経営(環境マネジメント)システムを構築するメリット」において解説をしており、その違いは明確になっていることから、原案通りといたします。
	P.41やP.54では工程等で使用する原材料等は「化学品」であり、「化学品」に含まれるものが「化学物質」であることが説明されていることから、②における「化学物質使用量(化学物質を取り扱う事業者の場合)」を「化学物質使用量(化学品を取り扱う事業者の場合)」に、③における「化学物質使用量の削減(化学物質を取り扱う事業者の場合)」を「化学物質使用量の削減(化学品を取り扱う事業者の場合)」に修正すべきと考える。	化学品という表現は一般的ではありませんので、化学品を「化学物質を含む製品」という表現に置き換えて修正いたします。
	サービスには環境負荷削減が馴染まない場合があるため、「③・・・自らが生産・販売・提供する製品及びサービスに関する環境負荷削減・・・」を「③・・・製品及びサービスに関する環境配慮・・・」に修正すべきと考える。	ご指摘を踏まえ、「環境配慮」と修正いたします。

該当項目	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
2. ガイドラインの主な改訂のポイント	「グリーン購入」は、法律において民間企業は自主的に取り組む努力義務となっていることから推奨事項が適切と考える。	これまでのエコアクション21においては、事業場や工場等における環境負荷削減を重視し、必ずしも生産販売する製品等や購入する物品における環境配慮の取組を明確に求めてはいませんでした。また、グリーン購入等においては、当該製品の基準は重視されておりましたが、当該製品を生産・販売する企業のことは重視されていませんでした。今回の改訂においては、このようなことを改め、今後は「事業者も、製品及びサービスも環境配慮」を目指していくべきであると考え、グリーン購入についての環境目標策定を必須の取組といたしました。また、グリーン購入自体は社会的にも一般化しており、内容も不明確ではないと考えます。
第1章		
1. エコアクション21とは(図)PDCAサイクル	PDCAのうち、PDCの英語は動詞であるが、Aには名詞を使用している。世界的には既に動詞(Act)となっていることから、ActionではなくActとした方が良いと考える。	ご指摘の通りではありますが、「Action」で普及しているので、原案通りといたします。
第2章		
2. エコアクション21の認証・登録制度の概要	中央事務局の業務として「業種別ガイドラインの策定・公表」を追記すべきと考える。	ご指摘を踏まえ、中央事務局の業務として「業種別ガイドライン(必要に応じて)の策定、公表」を追加いたします。
3. 登録・認証することのメリット	「国(環境省)のお墨付きである事」を追記してもらいたい。	エコアクション21認証・登録制度そのものは、あくまでも民間の制度であり、国が認証・登録するものではありません。
4. 認証・登録の基本的要件	⑥の後ろの⑦に相当する位置に、「初回の登録審査においては、システムの運用期間は最低でも3カ月以上とする」の文言を挿入すべきと考える。	ご指摘を踏まえ、②の最後に次の文章を追記いたします。(初めて認証・登録する事業者は、受審までに少なくとも3ヶ月以上、システムを運用することが必要です)
5. 業種別ガイドラインと審査及び判定の手引き	「審査及び判定の手引き」とあるが、こちらは「審査マニュアル」を意味しているのか。要求事項の改訂に伴い、当然審査マニュアルも改訂されると思うが、「審査及び判定の手引き」を別途作成されるのか。	今回の改訂に合わせ、中央事務局では現行の「審査マニュアル」を「審査及び判定の手引き」に、「業種別マニュアル」を「業種別ガイドライン」にそれぞれ変更し、改訂することです。
第3章		
ポイント2	四角の中で「・・・を行う(10項、13項)」は「・・・○○する。」の形等に修正すべきと考える。	ご指摘を踏まえ、ポイント2は「○○する」または「○○を行う」と規定している事項は「・・・」に修正いたします。
ポイント3	「ポイント3:項目ごとに要求事項の解説をしています」とあるが、解説の文章そのものは要求事項でも推奨事項でもないことを明記すべき。関連して、解説の文中にて「・・・が必要です」「・・・必要があります」との表現が多用されているが、それらが「要求事項」であるかのように混同・誤解を生じやすいので、他の表現に差し替えるべき(もしくは、それらの表現は要求事項を意味しないことを注記すべき)。	今回のガイドラインにおいて、「解説」は「要求事項の解説」と位置付けており、解説中の「必要です」は要求事項と同じ扱いとなります。
ポイント4	ポイント4の文中、推奨事項について「・・・要求事項に準じたものとして取組が求められる場合もあります」とあるが、どのような場合に、誰が、何を基準に求めるのか(求めないのか)。	どのような場合に必要となるかは、事業者の業種・業態・規模・取組の程度等により異なると考えられますので、ご指摘を踏まえ「認証・登録に際して」との文章を追記いたします。また、「規模が比較的大きな組織」における取扱を明確にするため、推奨事項の次に、新たに「規模が比較的大きな組織を対象にした要求事項」の欄を設けることにいたします。これに合わせ、ポイント4では「規模が比較的大きな組織においては、推奨事項の一部を要求事項として取組を求めています。また、エコアクション21に取り組んで数年が経過した組織においては、環境経営システムをより効果的に運用し、維持するために、審査に際して要求事項に準じたものとして取組が求められる場合もあります。」と修正いたします。
	推奨事項について「比較的大きな組織や数年経過した組織には要求事項に準じたものとして取組が求められる場合がある」は基準が不明確であり、審査人、判定委員によって要求が変わることが考えられ混乱のもとと考える。もし、要求事項とするならば、基準を明確にしていきたい。	本ガイドラインでは、あくまでも取り組むための目安として組織の規模を示しておりますが、審査においては審査及び判定の手引きにおいて明確にされる必要があると考えます。

該当項目	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1. 取組の対象組織・活動の明確化	2つ目の※印の文中「対象範囲について、・・・設定してください。」は、これを読んだだけでは、一般の人には理解しづらいと思う。もう少し説明が必要ではないかと考える。	ご指摘を踏まえ、「対象範囲について、既に一部の・・・対象範囲を合わせて、全組織がいずれかのマネジメントシステムの範囲に含まれるよう対象範囲を設定してください。」と修正いたします。
	組織が大きい場合で一部の組織しか取り組んでいない時に、「全組織に段階的に拡大する方針とそのスケジュールを明確にすること、このことを環境活動レポートに記載することが必要です。」は要求事項なのか。もし要求事項とすれば四角枠の中に書くべきであると考えます。	今回のガイドラインにおいて、「解説」は「要求事項の解説」と位置づけており、解説中の「必要です」は要求事項と同じ扱いとなります。
	「全組織・全活動・全従業員を対象とし、全社で取り組むことが必要です。」とあるが、全組織と全社とは必ずしもマッチングしないと考えられる。「全社」という言葉は不適切と考えるが、いかがか。	環境問題の現状を考えた時に、一部の組織で取り組むのではなく、全ての組織(全社)において取り組むことが必要であり、今回のガイドラインの改訂においては、エコアクション21認証・登録制度の実績を踏まえ(認証・登録制度においては、既に全組織・全活動での取組を基本としております)、原案のように要求事項を設定いたしました。また、現行のエコアクション21で認証・登録されている組織の90%は従業員100人以下の組織であり、原案の要求事項で問題ないと考えられます。以上のことから、原案通りといたします。
	組織は、全組織・・・とあるが、組織が複数の組織から成り立っているような表現であり、組織という用語が何を意味しているのかあいまいである。	「全組織」とは、一般に「法人」を構成する全組織のことであり、そこに属する全ての組織という意味です。
	「対象範囲」の定義に、敷地、建物を含めるべきと考える。	ご指摘は一理あると考えますが、ガイドラインに記載する内容としては専門的すぎると考えられることから、原案通りといたします。
2. 環境方針の策定	環境方針の解説で、「例えば」以下に方針に記載する内容が具体的に例示されているが、あまりにも具体的、細かすぎて「方針」という概念にはなじまない。「方針」は経営者が全体的な意図や方向付けを示すものと理解していただきたい。	特に、中小企業においては、環境方針は抽象的、概念的の内容ではなく、事業活動に見合った具体的な内容の方が望ましいと考えられますので、原案通りといたします。
	遵守にルビを付けるくらいならISOと同様に順守としたらどうか。	法律等は「順守」ではなく、「遵守」が一般的であると考えられますので、原案通りといたします。
	「環境に対して有益となる取組」について、「環境負荷を低減する取組」との違いが分かるよう、「それを取組まないからと言って、環境に特に負荷を与える訳ではないが、環境に対して有益な取組」としてはどうか。	ご指摘を踏まえ、「環境に対して有益となる取組があります」を「より積極的に環境の保全や創造、持続可能な社会の構築に貢献していく取組(環境に有益な取組)があります」と修正いたします。
3. 環境への負荷と環境への取組状況の把握及び評価	「環境負荷を『環境への負荷の自己チェックの手引き』をもとに把握」、「取組状況を『環境への取組の自己チェックの手引き』をもとに把握」とあるが、別表1及び別表2そのものの使用が要求事項なのか。あるいは、別表1及び別表2を用いなくとも、必要な環境負荷及び取組のチェックが行われていれば、要求事項を満たすことになるのか。	環境への負荷の把握については、手引き及び別表1で示す要件を満たして把握していれば、必ずしも別表1を用いる必要はないと考えます。取組状況の把握及び評価については、エコアクション21に初めて取り組む事業者は別表2を用いて必ず現状調査を実施する必要がありますが、次年度からは事業者の判断に任せております。
	要求事項の最後に「事業活動には、生産・販売・提供している製品及びサービスを含む」とあり、その前に「事業活動の中で環境に大きな影響を与えている環境負荷及びそのもとなる活動を特定する」とあるので、「製品及びサービス」の使用段階の環境負荷の把握も要求事項ということになるのか。そうだとすると、第5章環境への負荷の自己チェックの手引には、この部分の手引きは含まれていないので、ガイドライン全体として不整合である。また、そうなるとLCA的な作業が必要となるので、とても対応できない。“そこまで考えてほしい”という意図であれば、推奨事項に位置付けするなり、解説で「望ましい」取組として例示すればよいと考える。	ご指摘の通り、中小事業者にとって製品及びサービスにおける環境負荷を把握することは困難と考えますので、黒枠内の要求事項から「事業活動には、生産・販売・提供している製品及びサービスを含む。」を削除いたします。

該当項目	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
3. 環境への負荷と環境への取組状況の把握及び評価	解説にある「 「その他環境負荷物質(大気汚染物質、水質汚濁物質等)をどのように排出しているか等です。」 とあるが、 負荷チェックシートの P.55 の⑤には化学物質の使用量しか記入欄が無く、排出を把握するという解説とは矛盾している。排出量も把握すべきと考える。	「 「その他の環境負荷物質(大気汚染物質、水質汚濁物質等)」 については、 環境への負荷の自己チェックの項目から削除されているので、ご指摘を踏まえ、「・・・二酸化炭素や廃棄物等をどの程度・・・」 と修正いたします。また、 化学物質については、PRTR 制度の該当者事業者以外の事業者が、大気、水域への排出を把握するのは困難と考えられることから使用量といたします。
	化学物質使用量については、「 製造工程、塗装工程及び製品等の原材料等で化学物質(主に化学品)を取り扱う事業者のみを必須とします 」に修正すべきと考える。 塗料からのVOC対策も考慮していただきたい。	ご指摘を踏まえ、「 製造、加工、修理等の工程及び製品等の原材料で化学物質(化学物質を含む製品)を取り扱う事業者及び化学物質(化学物質を含む製品)を販売する事業者 ～」と修正いたします。
	化学物質使用量の把握について、「 化学物質(主に化学品)を取り扱う事業者のみを必須 」とあるが、 これでは対象者を特定する定義として曖昧すぎると考える。その下にあるように、PRTR 法の特定化学物質を対象物質とするのであれば、「PRTR 法の特定化学物質を取り扱う事業者のみを必須」とすればよいのではないか。また、事業者の規模にも取扱量にも裾切りの概念が示されていないので、極端な話ではあるが1人の事業所で特定化学物質1種類、1gのみ取り扱っていても必須になってしまうのか。目安でも結構だが、裾切りの基準を示すべきと考える。	PRTR 制度対象物質以外にも自主的に管理した方が 良い化学物質はありますので、「原則として」という表現に修正いたしました。 なお、 取扱量における裾切りの目安等については、ガイドラインでは、把握・管理することにより事業者にとって効果があると考えられる合理的な量と考え、具体的には認証・登録制度の実施の中で検討することが望ましいと考えます。
	把握する化学物質は「 PRTR 法対象物質 」なのか。 硫酸、次亜塩素酸ナトリウムのように、危険・有害物でPRTR対象外のものも多い。	ご指摘の通りと考えますが、 化学物質の自主的な管理については、今回の改訂が取組の第一歩であるため、法規制に該当しない部分については今後の検討課題とさせていただきます。
	化学物質使用量(化学物質を取り扱う事業者)は必ず把握することにされたが、PRTR 法に従い、 原則として、常用雇業者21人以上、第一種指定化学物質の年間1t以上の取扱い業者に限定する。	これまでのエコアクション21の実績から、 エコアクション21に取り組む中小事業者では法律に該当する事業者が少なく化学物質に関する取組が進まないため、幅広く化学物質を取り扱う事業者及び販売する事業者といたしました。 なお、 取扱量における裾切りの目安等については、具体的には認証・登録制度の実施の中で検討することが望ましいと考えます。
	「 二酸化炭素排出量 」に関しては、 京都議定書では削減すべき対象として二酸化炭素のみでなく、温室効果ガス6種(CO2、CH4、N2O、PFC、HFC、SF6)について削減目標を定めている。従って、把握すべき環境負荷として「二酸化炭素排出量」のみではなく、「温室効果ガス6種」とすべきと考える。「総排水量」に関しては汚水の排出に関しての法規制はあるが、排水量そのものに関しては法規制の対象ではないことや他の環境負荷対象と比べて負荷が低いことから必ず把握する環境負荷から外していただきたい。	エコアクション21は 中小事業者が取り組みやすいシステムという考えから、温室効果ガスについては主なものである二酸化炭素排出量を必須項目としております。 他の 温室効果ガスについては、事業者の業種、業態、規模に応じて取り組んでいただくこととし、取り組まなくても良いということではありません。 また、 総排水量については、国内だけではなく世界的な情勢から重要と考え、2004年版から必須項目としております。
	「 2年目以降については、初年度の現状調査のように全ての項目についてチェックする必要はありません。 」の表現ではこのガイドラインにある「 継続的改善 」の視点でみると、 2年目以降見直しをしなくともよいと誤解を受ける恐れがある と考える。	2年目以降については、 チェックすることが目的とならないように、チェックリストの活用方法は事業者任せますが、ご指摘を踏まえ、「・・・環境活動計画を策定する等、環境への取組を継続的に改善するために、事業者の実情に併せて活用してください。」 と修正いたします。
4. 環境関連法規等の取りまとめ	「 参考1 主な環境関連法規 」を資料として提供することは組織にとって非常に役立つことと考えるが、その反面 こういう例示をする場合は、これだけで大丈夫と考えられる可能性が大きい と思われる。	ご指摘を踏まえて、 文章の最後に「以下に主な法律を例示するが、これらの他に事業者が遵守しなければならない環境関連法規等は数多くあり、適切な対応が必要です。」 と追記いたします。
	認証・登録の「 書類審査の判断基準 」の中では、「 ・・・遵守していない場合に罰則規定があるもの 」に限定し、 原則として努力義務のものは含まれない 等となっているが。	ガイドラインの 参考1に記載する法律については、罰則規定の有無ではなく、中小事業者にとって重要と思われるものを記載する ようにしております。 罰則の有無で判断するのは、認証・登録制度上のことと考えます。

該当項目	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
4. 環境関連法規等の取りまとめ	取りまとめにあたって、該当する条項を明確にするよう求めているが、遵守事項に関して法・施行令・施行規則等条項が多岐にわたることが多くあり、それらの条項を一覧表に記載することは事業者の負担が大きすぎると考える。	取りまとめで重要なのは、何を遵守するか、そのためにどのような取組が必要かを明確にすることです。そこで「環境関連法規等では・・・場合があります。」以降に「それらについて、何を遵守し、そのために具体的にどのような取組をする必要があるのかを明確にし、取りまとめることにより遵守を確実なものとしします。」を追記いたします。
5. 環境目標及び環境活動計画の策定	「グリーン購入」が義務付けになったが、中小企業にとってコストが高いものの購入は収益を圧迫する。「グリーン購入法」における地方自治体の扱いと同じように「努力義務」としていただきたい。	グリーン購入の取組は、中小事業者としても重要と考えることから、「5. 環境目標及び環境活動計画の策定」の推奨事項の後に、「◆グリーン購入並びに自らが生産・販売・提供する製品及びサービスに関する環境目標について」として、グリーン購入の重要性、目標策定にあたっての考え方等について説明を追記いたします。
今回追加された「化学物質使用量削減」「グリーン購入」「自らが生産・販売・提供する製品及びサービス」は、小事業者がはじめから数値目標を設定するのは難しいケースが多いと考える。「自らが生産・販売・提供する製品及びサービス」や「グリーン購入」について、日常活動に組み込まれ適切に管理することを定期的に管理することから始めればよい旨を解説に追記すべきと考える。	製品及びサービスについては、中小事業者でも策定しやすいように、定性的な目標も含めて例示しております。それでも策定が難しい場合は、P.24の「なお、環境負荷の状況によっては、技術的、経済的にこれ以上の削減が難しい場合があります。・・・」に記載されているように、監視・測定を行うことで対応できるかと考えます。	
「原則として二酸化炭素・・・必要があります。」は削除するか、「その項目について目標を策定しない合理的な理由がある場合は策定しなくてよい」等の文言を追記すべきと考える。	ご提案の案文では、「合理的な理由」の解釈が必要になるので「原則として」とし、「なお、環境負荷の状況によっては・・・」で例外を説明しております。それ以上の詳細な事項については、認証・登録制度に関する「審査及び判定の手引き」に記載することが妥当と考えます。	
「環境目標としては、3～5年程度を目処とした中長期の目標と、単年度の短期目標を策定する・・・」とあるが、中長期と短期の両方の目標を設定することが要求事項なのか。	中長期の目標設定は要求事項で、環境活動計画は推奨事項です。	
二酸化炭素排出量削減についての環境負荷の把握である程度幅広く(電力、全ての燃料、産廃焼却関連)数値を把握しても、実際に目標として取り上げる場合には、把握した環境負荷全てを対象とするわけではない場合があり、そのあたりのニュアンスが解説では読み取れないので明確にしたい。	把握した環境負荷のうち、環境に大きな影響を及ぼしている活動等について目標を設定するとあり、把握項目全てに目標を設定するものではないと、解説で説明しております。	
目標とするのは、個々の電力や燃料の数値でなく二酸化炭素に換算した合計数値のみで良いと考える。もちろん両者ともに目標としても構わないと考えるが、その辺りの解説が判りづらい。	二酸化炭素排出量削減が要求事項であるが、それを目標とした場合、環境活動計画で具体的な達成手段を明記する必要があることから、電力、ガス等のエネルギーの削減を設定する必要があると考えます。	
目標は3～5年先まで毎年度の目標が必須なのか、それとも3～5年先の中長期目標と直近の単年度(1年間のみ)の目標が必須なのか、設定する目標年の説明がわかりづらい。	中長期目標については、3～5年先の目標及びその道筋としてその間の年度ごとの目標設定が必要と考えます。ご指摘を踏まえ、黒枠内の要求事項について「環境目標は、可能な限り数値化し・・・(中略)・・・に関する項目について、中長期の目標と単年度の目標を策定する。」と修正いたします。	
生物多様性に関する取組を推奨事項としてあるが、中小企業が取り組みやすいエコアクション21にはなじみにくいと思う。	生物多様性は将来的にも重要な取組と考えられますので、認識を深める意味でも推奨事項といたします。	
6. 実施体制の構築	組織の代表者の資源の用意は、必須事項と考えるがどうか。	ご指摘は一理あると考えますが、中小事業者にとっては「資源の用意」を要求事項とすることは経済的に厳しいとも考えられることから、原案通りといたします。
環境管理責任者の任命は必須事項として、組織の規模等の必要性に応じては不要と考える。解説の最終段落で小規模事業者は代表者が兼ねることができるとされている。	小規模な組織においては、必ずしも環境管理責任者を置く必要はないと考えられることから、原案通りといたします。	
7. 教育・訓練の実施	目標、取組を適切に実行するためには、教育・訓練の実施結果を日誌、議事録、会議録、記録様式等として記録に残すべきと考える。	ご指摘は一理あると考えますが、エコアクション21の取組が適切に実施されているか否かが重要であり、教育・訓練はその手段に過ぎません。そのため教育・訓練の実施状況は、取組状況で判断できると考えます。また必須となる記録を増やすことは、中小事業者の負担を軽減する観点からも望ましくないと考え、原案通りといたします。

該当項目	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
7. 教育・訓練の実施	推奨事項の枠の中で、100人以上の大きな組織は教育・訓練の実施結果を記録として残す旨の記載があるが、「必要です」の表現は要求事項と誤解を招く恐れがあるので、要求事項であれば四角枠の中に「100人以上の規模の組織は教育・訓練の結果を記録する。」と記載すべきである。	ご指摘を踏まえ、規模が比較的大きな組織については、推奨事項の下に新たに「規模が比較的大きな組織を対象とした要求事項」の欄を設け、「教育・訓練の実施結果を記録に残す」といたします。
8. 環境コミュニケーション	<p>内部コミュニケーションの進捗状況を「12. 取組状況の確認及び問題の是正」の「進捗管理」と関連付けるべきと考える。解説のエコアクション21に関する情報の後ろにカッコ書きで「(12. 取組み状況の確認及び問題の是正など)」と加えてはどうか。</p> <p>要求事項に敢えて「内部コミュニケーション」という分かりにくい概念を持ち出さなくても、解説等で記載すればよいのではないか。また、推奨事項に「環境に関する情報伝達する」との記載があるが、2項、5項、6項の要求事項で「従業員に周知する」と記載されている。このように全員に周知することを要求事項で記載しており、さらに内部コミュニケーションとは何をするのか、複雑にするだけと考える。</p> <p>苦情の場合は、再発防止が必要と考える。また、コミュニケーションの定義である双方向性の情報伝達が、どこにも記載されていない。一方の情報伝達だけではないことを説明すべきと考える。</p> <p>環境経営システムがガイドラインの要求事項に沿って、適切且つ有効に運用されているかについて、定期的に、代表者に情報提供する手順を明確化すべきと考える。</p> <p>要求事項に「環境活動レポートを定期的作成し、公表する」とあるが、これは第4章でも要求事項となっており、重複していることからここでは不要と考える。</p>	<p>「12. 取組状況の確認及び問題の是正」に関する情報については、12項の中で詳細に説明しているため、8項のコミュニケーションでは「エコアクション21に関する情報」と記載することが適切と考え、原案通りといたします。</p> <p>内部コミュニケーションは、一方的に限られた情報を伝達するのではなく、従業員等の意見を吸い上げる等双方向のコミュニケーションであることが重要です。また、コミュニケーションの手段として、「朝礼や掲示板、社内メール」を活用すること、環境経営システム以外の一般的な「環境に関する情報」を伝達することを推奨しております。</p> <p>ご指摘を踏まえ、「また、対応の結果によっては、同様の苦情が起きないように、再発防止策を講じます。」とし、「・・・従業員からの意見を受け付ける等、双方向に情報をやりとりします。」を追記いたします。</p> <p>ご指摘の代表者への報告及び見直しの指示等については、「13. 代表者による全体の評価と見直し」の項で規定しておりますので、原案通りといたします。</p> <p>環境活動レポートの作成は、エコアクション21において特に重要な取組であることから、第4章と重複する内容となっておりますが、重要性を理解いただく意味でも必要と考えられるため、原案通りといたします。</p>
9. 実施及び運用	<p>「取り組みに必要な手順書等」が必須文書として明確にされた。ここでいう手順書がシステム全体を網羅した「マニュアル」なのか、例えば「電気管理手順」「燃費管理手順」のような個々の手順書なのか明確にいただきたい。</p> <p>手順書の様式について、組織の実態にあったものとし、一般に行われている1件1葉の様式にはこだわらない旨を解説に記載した方がよい。</p> <p>「必要に応じて」というあいまいな表現は混乱を招く。「必要に応じて」を削除し、必ず作成させるとするか 2004年版と同じように解説に書いていただきたい。</p> <p>「3. 環境への負荷と環境への取組状況の把握及び評価」において、環境に大きな影響を与えている環境負荷及びそのもととなる活動を特定している。従って、3項と9項の整合を図るといった観点から「特定した環境負荷のうち、環境目標に設定しなかった環境負荷及びそのもととなる活動についても必要な取り組みを実施する」を追記すべきである。</p> <p>1項には、「全従業員とは・・・常駐の委託業者等を含みます。」との記載があることから、「9. 実施及び運用」の推奨事項とされる構内常駐の社外業者、取引先への伝達は必須要求事項とすべきである。</p>	<p>解説において「取組の対象とすべき環境負荷及び活動については・・・します。そのために必要な場合は、実施にあたっての手順書等を定めた手順書を作成し運用します。」としており、環境負荷及び活動に関する手順書等、個々の取組に関する手順書のことを指しております。</p> <p>手順書の作成方法や内容については、事業者の実状にあわせて個々に判断すべきものであると考えますので、本ガイドラインでは具体的な方法までは記載しないことといたします。</p> <p>手順書は、それぞれの事業者の必要性に応じて作成されるべきものであり、強要するものではありません。また、解説の欄に記載したとしても、要求事項であることに違いはありませんので、原案通りといたします。</p> <p>ご指摘は一理あると考えますが、「5. 環境目標及び環境活動計画の策定」において、「環境配慮の取組を手順化し、その取組状況を定期的に確認する等監視・測定を適切に行う」とご指摘の内容を記載しておりますので、原案通りといたします。</p> <p>ご指摘を踏まえ、「常駐の委託業者」ではなく、「構内常駐の社外業者」に修正いたします。ただし、エコアクション21に取り組む事業者の規模等を勘案し、要求事項ではなく、推奨事項といたします。</p>
10. 環境上の緊急事態への準備及び対応	「定期的に試行する」とあるが、「定期的に訓練」を実施し、その結果を評価し、必要に応じて是正措置を講じるのとどのように違い、どういった必要性があるのか。	対応策を新たに策定した際に試行し、その後は試行しないのでは、緊急事態及び事故の備えとしては不十分であり、定期的な訓練とともに試行も実施すべきと考えます。訓練は、対応策がスムーズに実行できるようになることが目的です。

該当項目	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
11. 環境関連文書及び記録の作成・管理	<p>解説に「文書は・・・保管期限のあるものは明確にします。」とあるが、文書は原則として生きている場合は活用が必要であり、保管期限という考え方は不要ではないか。保管期限を決めておくのが必要なのは記録である。</p> <p>8種類の文書、8種類の記録はそれぞれ独立の文書、記録でなければならないのか。つまり16種類なければならないのか、それとも必要に応じてまとめてよいのかを明記すべきと考える。</p> <p>「環境経営システムの運用」は、大切な取組項目であるので、エコアクション21の取組に必要な記録として「環境経営システムの運用状況、その評価結果」を追加して例示すべきである。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「文書は・・・識別等を明らかにし、記録は保管期限及び廃棄の手順を明らかにします。」と修正いたします。</p> <p>ご指摘を踏まえ、「なお、文書及び記録は、紙媒体または電子媒体とし、それぞれ独立した形で存在する必要はなく、必要な文書及び記録を適切に管理するために、組織の実状に併せた形式、形態で整理します。」と修正いたします。</p> <p>システムの運用状況の確認及び評価にあたっては、システムを構築するうえで自らが決めたルールに則って取組がなされているか、その実施状況等について作成した文書及び記録をもとに確認及び評価すると考えます。その際に、中小事業者の負担を考え、特別に確認及び評価のための記録は要求しないことといたします。</p>
11. 環境関連文書及び記録の作成・管理	<p>環境上の緊急事態の試行及び訓練の結果の記録となっているが、試行と訓練の2つの記録を要求しているのか。試行と訓練の違いは何か。訓練だけで良いと考える。</p> <p>手順書について、「9. 実施及び運用」の解説では「必要な場合は」となっているが、「11. 環境関連文書及び記録の作成・整理」の<文書>「取組に必要な手順書」が挙げられている。この2つの説明を見ると、必須なのか否かが不明瞭である。</p>	<p>「10. 環境上の緊急事態への準備及び対応」の解説において記しているように、「試行」は対応策の有効性の確認、「訓練」は対応策がスムーズに実行できるようにするためのものです。したがって、同時に行う場合があることも含めて、2つの内容に関する記録が必要となります。</p> <p>ご指摘を踏まえ、「取組に必要な場合の手順書」と修正いたします。</p>
Ⅲ. 取組状況の確認及び評価	1行目「環境方針とそれに基づいた」は削除するか、P.23「5. 環境目標及び環境活動計画の策定」の本文1行目を記載すべき。	ご指摘を踏まえ、「環境方針とそれに基づいた」の部分を削除し、「環境目標の達成状況、」と修正いたします。
12. 取組状況の確認及び問題の是正	<p>要求事項において、「・・・の実施状況、並びに環境関連法規等の遵守状況に・・・」を「・・・の実施状況、環境経営システムの運用状況、並びに環境関連法規等の遵守状況に・・・」にすべきと考える。</p> <p>「環境関連法規等の遵守状況を確認及び評価する」ことが要求事項になっているが、「関連法規等の遵守状況の評価する」とは具体的にはどのようなことを行うのかを【解説】において説明する必要があると考える。</p> <p>解説に「半年または四半期など・・・目安(指標)を設定しておく必要があります」とあるが、その下の方で「確認及び評価は定期的に行い、その頻度は・・・適切な頻度で」とあり、不整合ではないか。また、要求事項であるかのようにも受け取れる。</p> <p>「是正処置」と「予防処置」の定義について、ISO では応急処置(修正)と是正処置(再発 防止)に分けて考えている。予防処置については、水平展開も予防処置と考えられる。</p> <p>タイトルを「取組状況の確認及び問題の是正・予防」に改めるべきである。</p> <p>特定した環境負荷のうち、環境目標を設定しなかった環境負荷及びそのもととなる環境活動項目を取組状況の確認及び問題の是正対象に加えるべきである。3項、9項及び12項と一貫した整合を図る。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、黒枠内の要求事項を「環境目標の達成状況、環境活動計画の実施状況及び環境経営システムの運用状況並びに環境関連法規等の遵守状況に問題がある場合は・・・」と修正いたします。</p> <p>ご指摘を踏まえ、「環境関連法規等については、・・・遵法性について確認を行い、過去の実績等も踏まえて、現状の取組のままで今後も遵法性を保つことができるかどうか等について評価を行います。」と修正いたします。</p> <p>目安(指標)の設定は推奨事項ではなく、要求事項と考えております。「半年または四半期など・・・」は例示であり、自らが設定した頻度で確認及び評価を行うにあたり、達成状況を適切に判断するための目役(指標)を設定することの必要性を説明しておりますので、「環境目標の達成状況の確認及び評価にあたっては、目標期間終了時点での達成を確実にするために、自らが設定した半年または四半期などの途中段階における達成状況を適切に判断するための目安(指標)を設定しておく必要があります。目安は・・・」と修正いたします。</p> <p>わかりやすさの観点から、是正処置についてISOのように応急処置と是正処置に分ける必要はないと考えます。水平展開については、予防処置ではないということではなく、ここではその重要性を説明しておりますので、現行の記載内容で良いと考えます。</p> <p>ご指摘の通り、予防処置は重要なことから、タイトルを「12. 取組状況の確認並びに問題の是正及び予防」とし、解説の< >内を<問題の是正及び予防>と修正いたします。</p> <p>ご指摘を踏まえ、「また、環境負荷の把握で特定された取組の対象とすべき環境負荷及び活動等で、環境目標を設定しなかったものについては、その環境配慮の取組が適切に実施されているか定期的に確認及び評価を行います。」を追加いたします。</p>

該当項目	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
12. 取組状況の確認及び問題の是正	コミュニケーションにおけるクレームも是正処置の対象とすべきである。	環境に関するクレーム全てを是正処置の対象と断定することはできませんので、原案通りといたします。
	エコアクション21は中小企業を対象にすると建前ながら、現実には500人以上の組織や複数部署を有する地方自治体がこのエコアクション21に参加している。また、取得組織が4,000件に迫る状況から、エコアクション21の信頼性を確保する意味で、複数サイトや多くの部署を有し、現実には「多数サイト」によるサンプリングによる審査を受けている組織や今後取得を希望する組織は、今後、内部監査を必須にすることを提案したい。	ご指摘を踏まえ、規模が比較的大きな組織については、推奨事項の次に新たに「規模が比較的大きな組織を対象とした要求事項」の欄を設け「内部監査を実施する」といたします。
	推奨事項において、内部監査は従業員数100人以上が一つの目安として、実施することが必要だと規定している。「必要です」という言葉は、要求事項になるので、「目安」という言葉と一緒に使うのは曖昧な使い方である。推奨事項であれば「必要です」ではなく、「望まれます」等にすべきと考える。	ご指摘を踏まえ、「参考2 用語の説明」の内部監査の項目に、監査を実施する者の条件について追記いたします。 認証・登録の要件としては明確な基準が必要と考えますが、ガイドラインでは99人だから推奨事項でよく、100人は要求事項であるという切り分けは本質的でないと考えため、「目安」という表現を用いております。
12. 取組状況の確認及び問題の是正	推奨事項にある「環境パフォーマンス」は唐突に出てきている文言であることから、P.78「参考2 用語の説明」に追記すべきである。	ご指摘を踏まえ、「環境パフォーマンス」をわかりやすく「環境への取組及びシステムが継続的に改善されているか等」を「」に修正いたします。
13. 代表者による全体の評価と見直し	定期の他、必要に応じて不定期に行うこともあるから、「代表者(経営者)は、定期的にエコアクション21全体の取組状況の評価し、定期的に」は不要と考える。	不定期に実施することを否定するものではなく、最低でも毎年1回以上定期的に実施することを要求するものであることから、原案通りといたします。
第4章		
前文	「・・・顧客、株主、従業員等の利害関係者に配布することにより、有効に活用することができます。」を「・・・顧客、株主、従業員等の利害関係者に配布したり、Web アドレスを紹介することにより、有効に活用することができます。」に修正すべきである。	ご指摘を踏まえ、「・・・に配布する、またはインターネットホームページに掲載することにより・・・」と修正いたします。
1. 環境活動レポートの作成	要求事項の①組織の概要の後ろのカッコ書きに「・・・事業の概要、決算期、事業規模等・・・」と決算期を追加すべきである。また、⑥環境目標の実績の後ろに「⑥環境目標の実績、中長期の目標」と中長期の目標を追加すべきである。	環境活動レポートにおいて、決算期を要求事項とする必要性は低いと考えます。また、中長期の環境目標については、解説の中で「⑥環境目標の実績」の説明として追記いたします。
	要求事項としての記載項目で「②対象範囲(認証・登録範囲)及びレポートの対象期間」となっているが、環境報告ガイドライン2007年版にならって「②対象範囲(認証・登録範囲)及びレポートの対象期間、発行日」とすべきである。	ご指摘を踏まえ、要求事項の②に「発行日」加え、「②対象範囲(認証・登録範囲)、レポートの対象期間及び発行日」といたします。
	「推奨事項」として「環境活動レポートに代表者の緒言を盛り込む」ことが記載されているが、「緒言」の基本的な考え方や記載すべき具体的な内容について説明されていない。	緒言については、環境マネジメントシステムの環境方針と環境報告書における緒言及び環境方針の違いを考慮した上で作成する必要があり、中小事業者には負担が大きく混乱を招くことになりかねないことから、推奨事項から削除いたします。
	「⑧環境関連法規への違反、訴訟等の有無」の後ろに「及び遵守の状況」を挿入すべきと考える。遵守のチェックをする事を明確にしないと違反、訴訟だけでは実情を公表したことにならないと考える。	ご指摘を踏まえ、「⑧環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無」と修正いたします。
	「⑦環境活動計画の取組結果とその評価、次年度への取組内容」において「次年度への取組内容」は不要と考える。	「次年度への取組内容」は、レポート作成時点においては既に決まっているものですので、事業者にとって負担はないものと考えます。ただし、認証・登録に際して、初年度のみ次年度の取組内容が定まっていない段階でレポートを作成する場合がありますが、その場合については認証・登録に関することであり、中央事務局で対応していただくこととします。
排出係数により二酸化炭素排出量が異なるため、二酸化炭素排出量のデータには、二酸化炭素排出係数の記載を求めるのがよいと考える。	ご指摘を踏まえて、⑥環境目標の実績のうち二酸化炭素排出量削減の実績については、「二酸化炭素排出量を把握する際に用いた、購入電力の排出係数(電気事業者ごと)も併せて記載します。」と追記いたします。	

該当項目	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
2. 環境活動レポートの公表	要求事項に「環境活動レポートを…中央事務局に送付する」とあるが、この具体的な手続き・提出ルート等について解説すべきである。	「中央事務局に送付する。」は認証・登録するための要件であり、ガイドラインの要求事項とは区別した方が良いと考えられることから、黒枠内の要求事項からは削除いたします。
第5章		
1. 環境への負荷の自己チェックの目的	マテリアルバランス図中の【内部循環】○事業エリア内で循環的利用を行なっている物質質量等とは、どういうケースが考えられるのか例を示してほしい。	ご指摘を踏まえ、「参考2 用語」の説明において、内部循環に関する説明を追記いたします。
	「事業活動における9項目」について、「※◎は必ず把握する項目です」とされ、明確に把握するとされているが、それ以外の項目(○のもの)について、参考値で良いのか等取り扱いをもう少し明確にすべきと考える。	第3章「3. 環境への負荷と環境への取組状況の把握及び評価」において、必須項目以外の項目については推奨事項としており、その扱いは明確になっております。必須項目以外にどのような環境負荷を把握すべきかについては、事業者の業種・業態、規模等を踏まえて決定されるべきものと考えます。
2. 別表1 環境への負荷のチェックシートの使い方等について	排出量算定の透明性を確保するため、温室効果ガス算定のチェックリストの排出係数欄に排出係数を記入するように義務付けるべきである	ご指摘を踏まえ、「(1)チェックシートを使用する際の留意事項」に「その際に、採用した排出係数は、実績値とともに明らかにしておきます。」と追記いたします。
2. 別表1 環境への負荷のチェックシートの使い方等について	環境への負荷の自己チェックシートに記載する必要がないなら、紛らわしい説明となることから「環境効率指標の説明」は削除すべきと考える。	環境効率指標は、環境への取組の継続的改善を行う上で重要な指標であると考えます。また、記載場所としては環境負荷のデータの把握、分析に関する本章に記載することが妥当と考えます。
	【環境効率指標の事例】が掲載されているが、できれば環境負荷の把握が必須になっている3項目に対する指標の提示もしていただきたい。経営と一体化したシステムの構築に繋がると考える。	項目は例示に過ぎませんが、ご指摘を踏まえ、2例目の「総物質投入量または廃棄物最終処分量(トン)」を「廃棄物排出量」に変更します。
第6章		
2. 別表2 環境への取組の自己チェックリストの使い方等について	第2段落で、「チェックリストは、製造業者、…。このため、業種によっては、関連の内項目…」と記載されているが、P.5 「(6)環境への取組の自己チェックの手引き及びチェックリストについて」では、「…業種別ガイドラインが策定されたことを受けて、明らかに特定の業種にしか該当しない取組をリストから外し、…」となっており、両者の記述内容を整合させる必要があると考える。 当チェックは毎年度チェックを行い、自らの取組の範囲・深み(充実度)を評価あるいは今後の取組を検討するために用いるものであり、全ての項目についてチェックを行うことにより、前年度と対比する等の評価をする必要があると考える。その面からすると、最終行は削除すべきではないか。	ご指摘を踏まえ、「…等あらゆる業種の事業者が利用できるよう、業種共通に取り組める一般的な環境配慮の取組を列挙しています。しかし、一部業種によっては、関連のない取組もあることから、…」に修正いたします。 「環境への取組の自己チェックリスト」は、あくまでも取組の例示に過ぎず、2年目以降の事業者は取組内容を参考に環境活動計画等に反映することが目的であり、毎年チェックすることを否定するものではありませんが、必ずチェックを実施することを要求しているわけではないので、原案通りといたします。
別表1		
2. 環境への負荷の状況(取りまとめ表)	P.54 の④化学物質の使用量の表に以前の表には記載されていた「フロン類」はどうなったのか。	フロン類は、把握すべき物質(当面、PRTR 制度対象物質)に含まれておりますので、特別に欄は設けてありませんが、把握することにかわりはありません。
3. 指標毎の取りまとめ	電力の二酸化炭素排出係数は、毎年度若干変動し、原発が休止した場合等は、この数値が一気に跳ね上がることもある。そうなるとエネルギーの多くを電気に依存している事業者は「取組の努力」が反映されない事態も発生する。その場合どのように対応するのか。	第5章 環境負荷の自己チェックの手引き「2. 別表1 環境への負荷の自己チェックシートの使い方等について」において、目標管理における二酸化炭素排出係数の考え方として「原則として一定期間(中長期の目標設定期間)固定とし、環境目標の管理や経年比較が可能となるようにする」としてあります。

該当項目	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
①温室効果ガス排出量	購入電力の排出係数についてはいろいろな考え方があるが、2004版で記載された数値で統一された方が中小業者には取り組みやすいと考える。	温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度が改正(2008年6月)され、電力の二酸化炭素排出係数については「デフォルト値は原則として用いず、国が公表する電気事業者ごとの排出係数を用いて算定する」となりましたので、ガイドラインもそれに準ずることといたします。
①温室効果ガス排出量	温対法では、産廃について対象となる活動は「廃棄物への焼却もしくは製品の製造への使用」「廃棄物燃料の使用」となっており、処理を委託している排出事業者は含まれないと理解しているが、そのことを注釈に加えることが適切と考える。また、二酸化炭素以外の温室効果ガスについての記述が望まれる業(活動)の例示を検討いただきたい。	ご指摘の通り、廃棄物に由来する二酸化炭素排出量については、「廃棄物の焼却もしくは製品の製造の用途への使用・廃棄物燃料の使用」となっておりますので、脚注に「産廃」については、自らが焼却または製品及び燃料として使用した場合に限ります。」と追記いたします。また、二酸化炭素以外の温室効果ガスについての記述が望まれる活動の例示については、その例示が多岐にわたるため「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」を参照していただくことを記載しております。
④化学物質使用量	④の表の脚注で「把握する物質は、当面 PRTR 法対象物質とします。」とあるが、PRTR 法だけでなく、消防法の危険物レベルにまで拡大すべきである。	ご指摘の通りですが、化学物質の自主的な管理については、今回の改訂が取組の第一歩であり、法規制に該当しない部分については今後の検討課題とさせていただきます。
⑤エネルギー使用量	バイオディーゼル燃料利用の際のエネルギー使用量が算出できない(単位発熱量がわからない)。	バイオディーゼル燃料の単位発熱量は燃料の種類により異なることから、自ら発熱量を算出するまたは既存の資料等から引用する等、事業者の判断に任せることとします。
別表2		
2. 事業活動からのアウトプットに関する項目	生産工程における取組のチェック項目は1項目しかない。これは廃棄物に限定したためであると思われるが、生産工程における取組は廃棄物だけでなくエネルギーや水もあるので、チェック項目を充実させるべきだと考える。	ご指摘を踏まえ、大項目に「製品及びサービスに関する項目」を加え、製品及びサービスに係わる取組を追記することで対応いたします。
3. その他(6)	建築物の環境配慮については、建築リサイクル法が P.73 のリストにないことから業種別ガイドラインに移した方がよい。	ご指摘を踏まえ、ここでの取組については、施主、事業主の立場として取り組むものとし、内容を見直し、修正します。
参考1		
前文	中小事業者は環境関連法規に対する認識が低いので、できるだけ多く掲載した方がよいと考え、循環型社会形成推進基本法の下位法令を記載した方がよい。	ご指摘を踏まえ、廃棄物及びリサイクルに関連する法規制については、循環型社会形成推進基本法に関連する主な法律を追記いたします。
参考2		
化学物質(5頁)	「化学物質」の定義がなく、別の文書を引用しているだけである。このガイドラインではどうするのか見えない。定義をはっきりさせ、ガイドラインに記載しわかりやすくして頂きたい。	ご指摘を踏まえ、「参考2 用語の説明」の「化学物質」に関する定義を修正させていただきます。
環境負荷(5頁)	第5章「1. 環境への負荷の自己チェックの目的」の最終段『なお、「総製品生産量または販売量」は、一般的には環境への負荷ではありませんが、全体のマテリアルバランスの観点から把握します。』との整合性を考慮し、一般的に環境負荷として「製品・サービス」は扱わない旨記述して欲しい。	ご意見につきましては、「3. 環境への負荷と環境への取組状況の把握及び評価」の枠内の要求事項から、「事業活動には、生産・販売・提供している製品及びサービスを含む。」を削除することにより問題はないと考えます。
ライフサイクル(25頁)	この説明は「ライフサイクルアセスメント」の説明であって、「ライフサイクル」の説明になっていない。また、上1行目の「ライフサイクル」の後に記載されている括弧書きの説明は重複しているので削除すべき。更に、上2行目の「環境への負荷」の後に記載されている括弧書きの説明も削除した方がよい。	ご指摘を踏まえ、「ライフサイクル」を「ライフサイクル全体を考慮した取組」に、冒頭部分を「製品は、その原材料の採取から製造、流通、使用、リサイクル・廃棄に至までのライフサイクルの全ての段階において・・・」に修正するとともに、環境への負荷の後ろの()を削除いたします。
全体		
全体	環境活動、環境活動計画、具体的な手段、環境への取組、取組事項、環境への取組の自己チェックの説明語の使い分けがわかりにくく、使い分けを整理していただきたい。	ご指摘を踏まえ、「環境活動」を「環境への取組」、「取組事項」を「取組内容」とする等、用語の使い方を修正いたします。
	紙、ゴミ、電気だけでは、このシステムは持続しないし、閉塞感に苛まれる。本来業務からの環境改善項目に積極的に取り組み、それが評価されるシステムの構築を期待したい。	本来業務に関する取組については、P.20「2. 環境方針の策定」の要求事項で「事業活動に見合ったものとする」とし、解説で重要性を説明しております。
	エコアクション21は中小企業が取り組みやすいEMSであることが基本的なコンセプトのはずだが、その基本路線から乖離しているように見受けられる。	中小事業者にとって取り組みやすい仕組みであるとともに、環境を取り巻く状況の変化等、将来を見据えた環境への対応が可能な仕組みを目指して、今回の改訂を行いました。
	環境マネジメントは低炭素社会づくりへの貢献が一層重要と思われる。温室効果ガスの削減を検証するシステムが組み込まれていないため、温暖化対策との関連性が薄い。	温室効果ガスの削減量の検証については、検証方法、費用等、様々な課題があることから、将来的な検討課題とさせていただきます。

